時事新報

第千三百六十四號
明治十九年五月一日 土曜日
舊丙戌三月廿八日 (辛酉)
日出午前五時十分 日入午後六時四十五分 月出午前三時三十三分 月入午後三時五十一分 滿潮午前三時三十九分 午後四時零五分
(西暦一千八百八十六年)

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ賣捌所ヨリ遞送料ニテ配達致候(但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ)
東京、横濱、横須賀、神奈川、藤澤、大磯、小田原、西濱七湯、三島、沼津、靜岡、濱松、大坂、京都、大津、神戸、尾ノ道、福山、笠岡、岡山、廣島、和歌山、徳島、高知、下ノ關、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豊橋、四日市、桑名、堺、坂、山田、仙臺、福島、二本松、石ノ卷、白石、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、小諸、岩村田、上田、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、結城、杉戸、幸手、加須、栃木、千葉、佐倉、東金、八幡、船橋
其他同地近傍便宜ノ個所ハ同レク遞送料不申受候
時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

○蠶糸改良の説

蠶糸は我國產第一等の品なれども今日の處にては養蠶製糸の手續に於て未だ盡さゞる所あるが故に之を外國貿易品と爲すに當り一綑の中にも精粗の差あり輕重長短の異同ありて不揃の廉少なからざるより糸は素性の優等なるにも拘はらず歐米の市場に於て聲價甚だ微にして販路亦大に張らざるもの丶如し是に於てか近來蠶糸改良の說ありて其中理論家の言に據れば横濱の生糸商として同所に生糸檢査所を置き糸の種類に從て之を幾段にも分ち其價格の高下を定めしめば各地方の製糸家は其蠶糸が檢査の上にて優等に列して高價に售れんことを望み自他相比較して檢査所の通り善き品物を製作するに至る可しと云へり理論としては此說も亦妙なるが如しと雖ども元來横濱の生糸商と申せは自から生糸を用ゆるに非ずして單に之を取次賣買する者なり即ち各地方の生糸荷主と外國需要者との間に立ち右に買て左に賣るの其際に相當の利益を得て滿足するものなり然るに今日の實際に於て外國の糸況好景氣なれば生糸の輸出は優に増して優劣共に需要者あり若し又不景氣となれば優等品にても買手なきが故に眼前に汲々たる人情として生糸の優劣は必らずしも論せず生糸商の唯一の眼目は外國糸況上景氣にして優劣共に多くの賣買を爲すの其間に耳利を占むるに在るのみ公然たる愛國論よりして云へば横濱生糸商は生糸檢査所を設置するの責任ありと云はゞ云へ其私の胸算に於て果して之を設置せる[illegible]するものあるや我輩聊か疑念なきを得ず或は[illegible]の生糸商を[illegible]て生糸檢査所を設け各地方より來集する生糸の品位を鑑定せしめば外國人は其檢査濟みの品物を見て再檢査の勞を省き唯其見本を一覧するのみ[illegible]に至るべきや聞く所に據れば[illegible]ハウスと稱する蠶糸[illegible]檢査所あり[illegible]の間にては其信用甚だ厚く[illegible]と云へる需要者に對して[illegible]我一國二十[illegible]生糸檢査所を設け各地[illegible]入費も亦多[illegible]生糸若干に付き若干の檢査料を取ると

あらん然るに此檢査所の檢査は唯第一段の手數にして猶んで外國人の手に渡りて第二の檢査を經ざる可らざるが故に賣買間の雜費ます〱増し製糸家の收益ます〱減ぜざるを得ず但去今より幾年は後横濱生糸檢査所は信用大に増し其檢査濟みの品物は外國人も之を再檢査せずして引取るの時もあらば此檢査所は我生糸貿易上の好機關と爲り各地方は製糸家も其製糸の標準と生糸檢査所の格附に取るに至るやも知る可らずと雖ども各地方養蠶製糸家は心事より觀察すれば目前の損益は姑く置き永遠の利を目的として生糸檢査所の果して好結果あるの日を待つべしとも思はれず又横濱生糸商の性質より云はんに此等の人々は單に仲買人たるに過ぎざれば生糸は品位を高むるが爲めにとて生糸檢査所を置くの必要を感ずると左程深切ならざる可し左ればにや近來横濱に生糸檢査所を置く可しとの說あれども世の實際家も輙く之を賛成せざるあり又た我政府にても自から見る所ありしか昨年十一月二日蠶糸業組合準則を定め蠶卵の檢査法を設け蠶病を豫防する事、一綑は勿論一綛若くは一把中良否混淆のものを製造販賣せざる事、生絲の結束及び綛は量目を一様ならしむる事等の目的を以て郡區又は町村の區畫に由り蠶糸組合を設け各府縣下便宜の地に取締所を置きて各組合を統轄し全國中便宜の地に中央本部を置きて各取締所の氣脈を通ぜ可しとの主趣を布達したれば右蠶糸中央本部設置の事に就ては昨今委員は各地方より上京し準則の主意に基て會議をる所あるも由なり扨も此中央本部と云ひ取締所及び組合と云ひ檢束鉗制の手數層々相重りて養蠶製糸家の頭上に落ち來るときは其檢束法は頗る嚴重強迫のものと爲るや或は甚だ寬慢に失く有名無實に歸す可きや我輩は從來我國養蠶家の習慣に照らして蠶糸改良に檢束法を用ゆるは寬嚴共に其效は微々たるに終らんことを恐るゝなり

(未完)

官報

○勅令

朕高等師範學校高等中學校東京商業學校ノ官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年四月二十九日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
文部大臣森有禮

勅令第三十五號

高等師範學校高等中學校東京商業學校官制

第一條 高等師範學校高等中學校東京商業學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長
高等師範學校ハ勅任二等又ハ奏任一等二等高等中學校東京商業學校ハ奏任自一等至三等
教頭 奏任自一等至四等　教諭 奏任自一等至六等
幹事 奏任自四等至六等　助教諭 判任　舍監 判任
訓導 判任
高等師範學校ニ限リ之ヲ置ク
書記 判任

第二條 學校長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第三條 教頭ハ教諭ヨリ之ヲ兼任ス教頭ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ教務ヲ整理シ教室ノ秩序ヲ保持スルコトヲ掌ル

第四條 幹事ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ幹理ス

第五條 教諭助教諭訓導ノ員數ハ其學科ノ輕重及生徒ノ員數ニ應シテ之ヲ定ム

朕茲ニ判任官官等俸給令ヲ裁可ス

御名 御璽

明治十九年四月廿九日　内閣總理大臣伊藤博文

勅令第三十六號

判任官官等俸給令

第一條 判任官ヲ分テ十等トシ一等ヨリ十等ニ至ル

第二條 判任文官ノ月俸ハ別表ニ依ル

第三條 陸海軍准士官下士ノ月俸ハ從前定ムル所ニ依ル其他特ニ定ムルモノハ前條ノ限ニアラス

第四條 判任官五等以上ハ毎等在職四年六等以下ハ毎等在職三年ヲ踰ユルニアラサレハ昇等スルヿヲ得ス

第五條 毎等ニ定員ヲ限リ缺員アルニアラサレハ定期ヲ踰ユルト雖モ昇等スルコトヲ得ス

第六條 判任官一等ニシテ上級俸ヲ受ケ三年ヲ踰ヘタル者勞績抜群顯著ナルモノハ特別ヲ以テ別表ノ範圍ニ拘ハラス漸次百圓マテ増俸スルヿアルヘシ

第七條 官ニ在リテ死亡シタル者ハ月俸三箇月分ヲ其遺族ニ給ス其非職者ニ於テモ亦同シ

第八條 本令中俸給細則ハ大藏大臣其省令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

別表　判任官

	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
上	七十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	十二圓
下	六十圓									

朕茲ニ陸軍海軍武官ノ官等ヲ裁可ス

御名 御璽

明治十九年四月二十九日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
陸軍大臣伯爵大山巖
海軍大臣伯爵西郷從道

勅令第三十七號

陸軍海軍武官官等

第一條 陸軍海軍大將ハ親任式ヲ以テ敍任スルノ官トシ中將ハ勅任一等少將及相當官ハ勅任二等トス

第二條 陸軍海軍大佐ハ奏任一等中佐ハ奏任二等少佐ハ奏任三等大尉ハ奏任四等中尉ハ奏任五等少尉ハ奏任六等トス佐官尉官ノ相當官亦同シ

第三條 陸軍准士官下士ノ官等ハ判任一等ヨリ四等ニ至リ海軍准士官下士ノ官等ハ判任一等ヨリ五等ニ至ル

朕茲ニ技術官官等俸給令ヲ裁可ス

御名 御璽

明治十九年四月二十九日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第三十八號

技術官官等俸給令

第一條 各廳ニ於テ工藝技術ヲ要スルモノハ職員ノ外特ニ技術官ヲ置ク

第二條 技術官ヲ分テ技監技師技手トス

第三條 技監ハ勅任トシ技師ハ奏任トシ一等技師ヨリ六等技師ニ至リ技手ハ判任トシ一等技手ヨリ十等技手ニ至ル

第四條 技監技師ノ敍任奏薦辭令書同等内ノ順序定員年俸及陞敍特例ハ勅令第六號高等官官等俸給令ニ依ル

第五條 技手ノ月俸ハ別表定ムル所ニ從ヒ各廳俸給定額内ニ於テ事業ノ繁簡ニ應シ便宜増減支給ス

第六條 技手ハ各廳ノ便宜ニ從ヒ別表技手俸給範圍内ニ於テ日給トナスコトヲ得

第七條 技手ノ昇等毎等ノ定員特別增俸及在官死亡者ノ賜金ハ勅令第三十六號判任官官等俸給令ニ依ル

第八條 技手ノ人員ハ事業ノ繁簡ニ從ヒ本屬大臣ノ定ムル所ニ依ル而定員ノ外俸給定額内ニ於テ臨時雇員ヲ使用スルコトヲ得

第九條 日給ノ技手疾病ニ罹リ缺勤三十日以内ニシテ其疾病明白ナルトキハ日給ノ半額ヲ給スルコトアルヘシ公務ニ依リ傷痍シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ本條ノ限ニアラス

第十條 日給…
給定額内ニ…
第十一條 日…
便宜ニ依リ…
命スルコト…
第十二條 技…
務ヲ兼ヌ…
但此ノ場合…

別表

一等技手	…
上 八十圓	…
中 七十圓	…
下 六十圓	…

○告示第三十…
七分利付金證…
ノ金額ヲ以抽…
一金三百五…
但總額…ハ金員ヲ…
聊増減ア…
右告示ス
明治十九…

○第三十八號…
七分利付金證…
籤執行ニ付證…
據リ明治十…
番ヲ集メテ…
右抽籤執行…
右告示ス
明治十…

○滿洲一ノ…
迄の鐵道ハ…
(鐵道局報告)

○桑港來信…
に曰く當地…
し只今にて…
之大抵船子…
座候近來渡…
足るもの…
學校に通ひ…
あり製造所…
程日本より…
すい日本に…
したは大道…
僅かに其日…
ふて小生は…
れ不足より…
拭ひ等を爲…
共大道にて…
れ面目とし…
は遂ひ線も…
あく働けば…
様と申中に…
願心も日本…
と爲まるより…
當地の實況…
數候當地に…
個月二十五…
代五弗食料…
ては尋實…